

## 様式 C-19

### 科学研究費補助金研究成果報告書

平成 23 年 5 月 31 日現在

機関番号：32402  
研究種目：基盤研究（C）  
研究期間：2008 年度 ～ 2010 年度  
課題番号：20520631  
研究課題名（和文） ベルリンの壁開放のインターナル・メカニズムの究明：政教コアリション戦略の行方  
研究課題名（英文） Internal Mechanism of the Opening of Berlin Wall: A State-and- Church coalition  
研究代表者  
青木 國彦（Aoki Kunihiko）  
東京国際大学・経済学部・教授（初年度は東北大学大学院・経済学研究科・教授）  
研究者番号：70004207

研究成果の概要（和文）：（1）本研究は、文献調査と、BStU および連邦公文書館における旧機密資料の収集・分析により、ベルリンの壁開放のインターナル・メカニズムとしての東独出国運動の発展と当局の政教コアリション戦略を究明した。（2）ドイツ研究者の既存研究をサーベイ、批判した。（3）旧機密資料を効率的に閲覧することができ、そのうちのおよそ半分、すなわち約 1.5 万ページ（340 フォルダー）の資料を収集した。

研究成果の概要（英文）： 1) I clarified the development of the departure movement and a coalition strategy of the state in the GDR as the internal mechanism of the opening of Berlin Wall by the literature and the former secret documents in BStU and Bundesarchiv. 2) I surveyed and criticized the studies in Germany. 3) I could effectively look many documents, about a half of which, namely 15 thousands pages (340 folders) were collected.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：西洋史・東欧近現代史

キーワード：東ドイツ（東独）、ベルリンの壁、共産主義、冷戦、出国運動、キリスト教会、体制転換

#### 1. 研究開始当初の背景

1970年代半ば以来急成長した東独出国運動は、1988年初めに東ベルリンでの街頭デモを試み、激しい弾圧を招いた。全国各地において多数の市民が参加する弾圧抗議集会が連日開催された。そのための場所を提供した教会ホールは満員となった。そこで、東独の党 SED と政府は、弾圧政策から、教会を利用した妥協政策、つまり政教コアリション

戦略に転じたが、結果はやぶへびであった。それについては、拙稿「東独 1988 年 4 月“中央決定”の意味と文脈：東独出国運動の展開と当局・教会の対応」（2008 年）において論じたが、まだ不明の問題が多くあった。そこで壁開放の内的メカニズムの主導要素たる出国運動と当局の対応をより詳しく究明することにした。それは連鎖的社会体制変動がなぜ、いかに 1989 年であったのかを明らかにするために重要と考えたからである。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、(1) 関連アーカイブ・文献の調査によって、東独党・政府への圧力主体たる東独出国運動の経緯（生成、発展、展開）を詳細に調べ、またその規模を推定すること、(2) 上記の東独党・政府戦略の経緯と帰趨をより実証的に究明すること、(3) 関連領域の既存研究を分析・評価することであった。

## 3. 研究の方法

- (1) 既存研究の収集・分析
- (2) 本研究期間に出版予定とされていた東独政権党資料集（マイクロフィッシュ出版）を購入し、精査する
- (3) ドイツ（ベルリン）の公文書館に滞在して文書を閲覧・収集する

## 4. 研究成果

本研究を進めるにあたり、工程表は、研究方法(2)に記したマイクロフィッシュ資料集の出版予定に制約された。

当初考えた工程表は、研究目的(2)については、上記資料集のうちとりわけ重要な1970年代の部と1980年代の部の刊行を受けてその精査による準備の上で、研究方法(3)記載の訪独調査をすることによって、目的を達し、研究目的(1)については、アーカイブ調査による部分は研究目的(2)と同様に対処するが、しかし上記資料集刊行を待つことなく、可能な限り最大限の研究を進め、研究目的(3)については、ただちに着手する、というものであった。

実際には、上記のマイクロフィッシュ資料集の刊行が大幅に遅れたこと（最も重要な1980年代資料はほぼ1年の遅延）と本資料集編集のずさんさ（例えば政治局会議の実態を見る上で不可欠の議事録添付資料が一部収録されていないこと）のために、本研究の工程表のうち研究目的(1)・(2)にかかわる現地アーカイブ調査（研究方法(2)）の実施に遅れが生じた。そのために2009年度研究費の繰越支出も生じた。

しかしながら、シュタジ（旧東独秘密警察）の文書を管理するBStU（Berlin-Mitte所在）における研究閲覧へのサポート態勢はすばらしく、非常に高い効率で文書を閲覧することができた。閲覧に際して、下記研究目的(1)・(3)の遂行状況にあるように、すでに十分な知識を持ってのぞんだので、各文書フォルダーのなかの諸文書の必要・不要分類をハイスピードで行うことができた（サポート職員の驚嘆の声をもらった）。

Berlin-Lichterfeldeにある連邦公文書館での閲覧作業ではBStUほどの効率は得られなかった。BStUでは山なすフォルダーを自席に積むことができ、てきぱきと処理することができたが、連邦公文書館では一度に2フォルダーしか借り出すことができず、借り換え作業に要する時間がかなりのロスになった。またBstUに比べて連邦公文書館の複写費用が、同じく連邦施設であるが、3倍もした。

### 複写収集資料数

#### (1) BStU (Berlin-Mitte)

	部局数	フォルダー数	ページ数
2009年度	18	108	約6500
2010年度	26	197	約7800

#### (2) 連邦公文書館 (Berlin-Lichterfelde)

	部局数	フォルダー数	ページ数
2010年度	9	35	約1120

両公文書館における資料取得は上記の表のごとくであり、短期間に多数取得することができた。2009年度には出張期間が短く、BstUのみで調査し、2010年度には両公文書館で調査した。

連邦公文書館複写資料は、BStUにおける下記のような事情がないので、1ヵ月後には到着した。ここでは複写は1つの委託業者による一手引受けになっており、複写料金も郵送手数料も高い。

BstUでは、依頼した複写について、文書の性質上、文書に市民のプライベート情報が含まれているケースが多く、複写依頼文書について職員が点検してプライベート情報を黒塗りする必要があるため、私のように大量の依頼をすると、発送までに半年前後を要することになる。そのため2009年度末依頼分を受け取ったのは2010年9月であり、2010年度末依頼分はまだ到着しておらず、本年8月ころに発送されてくるはずである。

そのため、収集資料の精査はまだ半ばであり、本研究はまだ完了していない。

本研究にとって重要な資料についての若干の例のみ挙げておきたい：

例1： 政教コアリション戦略に強い関わりを持つ1988年4月「中央決定」について、ドイツの研究者は、「中央」とはホーネッカーである、としてきたが、本報告項目1記載の拙稿は、「中央決定を内務省とシュタジ共同の本省決定」とみなした（6頁）。今回の調査でこの「中央決定」の名義人が内相、つまり内務省本省決定だったということが判明し、自説を裏付けることができた。内務省とシュタジは密接な関係にあり、重要事案は共同対処したので（例えば1989年11月9日夕

方の記者会見で政治局員シャボウスキが発表し壁開放のきっかけとなった文書は両省職員の合作であった)、この内相決定にもシュタジが関与したと考えるのが自然である。

例 2: 出国申請統計の詳細については従来シュタジ統計が用いられてきた。しかしそれは不完全なものであった。今回内務省に、より詳細な統計があることが判明した。その内容については、精査の上、近いうちに論文の形で発表することにする。

例 3: シュタジが組織した国内諜報網の中で最も有名なスパイ「Karin Lenz」(本名 Monika Haeger) が独立ローザ・デモ事件とその関連事項についてシュタジに送った報告書。この事件は政教コアリション戦略策定に強く影響した。彼女が詳細に報告した反体制派内の生々しい状況は臨場感があり、本研究にとって重要な資料となる。但し、残念ながら、複数の関連フォルダー内の幾つかの文書は封印され、閲覧禁止となっていた。

例 4: 1988 年における党・政府関係者と教会幹部の頻繁な接触の記録。そこからコアリション努力の一端が読み取られる。

但し、研究目的(2)に関して、これまでの公文書調査では関係資料を発見できていない論点がいくつかあり、本研究期間終了後も引き続き追加調査をするつもりである。

研究目的(1)については、東独出国運動全体の概略調査を終え、それを発生・発展・展開に時期区分して、各時期についてさらなる調査を加えつつ、論文としてとりまとめることにし、まず本報告の「主な発表論文」の項に記載の論文「東独出国運動の発生: 逃亡の時は過ぎ、闘うべき時が来た」を発表した。

この論文は B5 版 2 段組 47 ページにおよぶ長文でありここに採録することはできないので、冒頭部分と「7. おわりに」を採録することにする。

(冒頭部分の採録開始) ---->

「沈黙の時は過ぎ、語るべき時が来た」。これは、「DDR の革新と改革のためのヴィッテンベルク 20 ヶ条テーゼ」

(Rein, 1990 所収) の冒頭に掲げられた宗教改革家ルターの言葉 (1520 年) である<sup>1)</sup>。このテーゼは、ルターゆかりのヴィッテンベルク教会の牧師ショアレマ

1) DDR は「ドイツ民主共和国」のドイツ語略称。同国について本稿や続稿はソ連占領期も含めて東独という略称を使うが、引用においては原著者の用語を尊重する。「ドイツ連邦共和国」(ドイツ語略称 BRD) についても同様とする。本稿の「西独」は西ベルリンを含む。80 年代までの東西ベルリンの法的地位については村上 (1987) 参照。東独支配政党であったドイツ社会主義統一党 (SED, 共産党相当) はすべて統一党と略記する。

ー (Friedrich Schorlemmer, 1944-, 80 年から反体制グループで活動) が同教区の平和グループと共に準備して 1988 年 6 月 24 日ハレにおける福音教会地区大会に提出した (Müller-Enbergs et al., 2006: 904f.)。

このルターの言葉になぞらえて私は東独出国希望者の 70 年代半ばの気持ちを「逃亡の時は過ぎ、闘うべき時が来た」と表現したい。ここで言う「出国」は東独公式用語「恒久的出国」の公式略語としての「出国」であり、西独移住のために東独を出る (去る) ことであって、西独を含む外国への旅行のための一時出国 (「訪問旅行」) ではない。東独公式用語には「移住」という表現もあったが、しばしば同じことが「恒久的出国」と表現された。

70 年代前半に東独は国際認知を受け (両独基本条約締結, 国連加盟, 全欧安保協力会議 (CSCE) 参加, オリンピックでの成果など), 消費改善策や治安統制緩和もあり, 71 年発足のホーネッカー政権 (Erich Honecker, 1912-94) は一定の成果を挙げているかに見えていた。彼はそれらの成果が天に唾したことになるとは予想もしなかつただろう。

西独への移住を希望する東独市民の多くは, 70 年代半ば以来, それまでの逃亡経路探求から転じて, 国内法令が認める狭い出国許可枠を超えて当局に出国 (または国籍除籍) 許可を求める申請を出し, 許可獲得のために互いに連携し当局の妨害に抗して内外世論に訴え, 合法・非合法手段を用いて当局に圧力を加えた。こうした行動を出国運動と呼ぶことにする。その際彼らは, 東独政府が承認または批准した世界人権宣言 (うち出国権・国籍変更権を定めた 13 条 2 項・15 条 2 項) や国際自由権規約 (うち出国権を定めた 12 条 2 項), ヘルシンキ宣言 (うち参加国関係第 VII 原則)<sup>2)</sup> ほかの CSCE 諸文書などを根拠にした。従って, 法学的には諸説ある (Johannsen, 2007: 98ff.) としても, 「自国を去るという一般的権利は国際法上も国際的な国家実践においても存在しない」という 88 年 4 月の統一党の言い分 (Stephan, 1994: 資料 4) は出国希望者を納得させるものでは全くなかった。

2) ヘルシンキ宣言と呼ばれるものは幾つかあるが, 本稿では CSCE ヘルシンキ会議最終文書 (75 年 8 月 1 日調印) を指す。引用文中の「CSCE 最終文書」や「ヘルシンキ最終文書」もこれを指す。これについての研究は多数あるが, 本稿との関連では青木 (2003) 参照。

当局は彼らを「出国申請者」あるいは単に「申請者」、「出国希望者」、「移住要請者」などと呼んだが、国内法の立場からしばしばそこに「違法な」という形容詞をつけた。この運動は体制の核心、つまり独裁（当局の恣意的決定権）と壁による隔離を崩そうとするものであり、反体制闘争の性格が顕著であった。闘う相手は東独当局、獲得すべきは出国権であった。運動は内外情勢に支えられて10数年闘いを積み重ね、体制改革の部分的成果、つまり83年家族合流政令と、特に新外国旅行政令（88年11月30日制定、89年元日発効）をあげつつ急膨張し、すでに上記テーゼが出る前、88年初めから春には東独情勢の焦点の1つになり（青木2008参照）、翌年にはついにベルリンの壁開放（89年11月9日）を勝ち取った。出国運動の担い手を出国派と呼ぶことにする<sup>3)</sup>。

出国運動はわが国では殆ど知られていないし、ドイツでも正当な評価を得ていない。クライン（1987）は逃亡と自由買についての当時としてはすぐれた労作である<sup>4)</sup>が、出国運動は取り上げられていない。青木（1991）も出国運動に触れていない。本稿は自らの反省の所産でもある。

東独当局の文書が出国申請者に対して、移住許可を当局から「強奪」（*erzwingen*）しようとしているとの非難を繰り返したことが出国運動の性格を端的に物語っている。シュタジ（東独国家保安省の略称、ソ連のKGBに相当）

<sup>3)</sup> 私は東独反体制派を出国派と独立グループに区分する（青木2008）。独立グループは政権から独立に平和・人権・環境問題に取り組みつつ、社会主義の枠内での体制改革を求めた。そのほとんどが教会内の草の根サークルか教会の庇護下にあったので「教会グループ」と呼ぶ文献もある（Pollack et al., 1997）が、体制末期には教会からも独立傾向を強めた。出国派の組織も教会の庇護下にあったので、出国派とそれ以外の区別のためには教会グループの呼称は適切ではない。「政治的オータナティブ・グループ」（Pollack, 2000）など他の呼称もある。独立グループという呼び方はドイツ語文献でも少なくない（例えばRaschka, 1998: 259）。シュタジ文書にも「独立グループ」とか「国家から“独立の”平和運動」などの表現がある（例えばMitter（1990）所収の89年6月1日付ZAIG情報150/89）ように、当時当事者自身がそのように自称していた。独立グループのみを反体制勢力と見なす見解が多数であるが、私見はドイツのごく少数の見解とともに、出国運動を反体制運動、しかも最も強力なそれと見なしている。

<sup>4)</sup> 但しわずかながら間違いと思われる記述がある（出国申請関係や出国者全員に逮捕歴があるとの記述）。

の89年初夏のある報告書（Mitter et al., 1990: 資料15）は、89年秋に彼らの闘争がさらに一段と激化することを予告していた。予告は的中し、しかもその結果はシュタジの想像以上の破壊力であった。従って出国運動の経緯と役割を明らかにすることは、体制崩壊がなぜ、いかにして89年であったかの解明に不可欠の作業である。

<----（冒頭部分採録終了）

（「7. おわりに」採録開始）---->

以上において論じた主要点は、(1) ドイツの圧倒的多数の見解と異なり、出国運動は単なる国外脱出の動きではなく、体制の根幹を打破するための「国内での改革」（立ち去る前に留まって闘う）運動であったとの独自視点の明確化、(2) 出国運動以外の脱出の諸形態、つまり非合法逃亡と逃亡援助人、家族合流、自由買、教会ビジネスの様相、特に自由買については最新の論争状況と私見、(3) 出国についての東独国内法の枠組み、(4) 出国運動発生期の代表的運動たるリーザ市民権イニシアチブを組織したニチュケの活動とシュタジの対応の詳細（多くのドイツ語文献・資料とともにそれらでは無視されているザイファート証言を活用）およびこの時期のファウストほかのケースの説明、(5) CSCE ヘルシンキ宣言がもたらした効果および出国運動発生時期の特定、出国運動に対する統一党・シュタジ・内務省の認識と対策の詳細、(6) 関連統計情報とその検討であった。

さて、このようにして70年代半ばに東独出国運動が本格化し闘争としての性格を強めた。その後の展開についてLochen（1992: 9）は、「住民からの出国圧力に対する東独国家・党指導部の政策」を基準に3段階に分ける：①壁建設から83年9月15日付の家族合流政令以前、②その政令から88年11月30日付の外国旅行政令以前、③それ以後壁開放までである。

Hilmer（1995: 323f.）は、82～83年を第1段階＝「限定的〔許可〕段階」、84～88年を第2段階（彼は名付けていないが、文意からすると「大量許可段階」）、89年を第3段階（同じく「統制不能段階」）に区分する。81年までについては、壁建設までが統制不能段階、壁建設直後の1年間は「ほぼ完全な出国停止」とされるが、62～81年については何も語られていない。その時期はいわば「不許可段階」と扱われていると読み取られる。これらは東独当局による出国許可を基準にした段階区分である。

これらに対して私は運動（闘争）としての側面を重視することから、運動展開を基準とする段階区分をしたい。それは上記の諸区分とはやや異なる時期区分となる（図2参照〔本報告では省略〕）。

第1段階は、本稿で説明したように、70年代初めの助走期を経て70年代半ばに始まった。60年代には運動と言えるものはなかった。第2段階の始まりは「白いグループ」による「イエーナの円陣」

（83年6月）である。ここから本格的な集団的街頭行動が出現し、急速に拡大したからである。第3段階の始まりは東独国籍法活動グループの結成（87年9月）である。彼らが主導した独立ローザ・デモ（88年1月）（青木2007参照）以後、数千人規模の集会や数百人規模のデモが頻発し、出国派と独立グループの共闘も複雑な関係を維持しつつ進展し、出国希望者は恐れを知らない活動家として当局からも独立グループからも認められ、いたるところにシンボルを掲げた。内圧（出国運動の拡大）と外圧（CSCEウィーン会議や西独官民の対応）があいまって、運動は部分的成果（88年11月新外国旅行政令）を収めるまでになった。この成果が89年の出来事を準備した。

次稿以下では運動の第2段階以後や運動の規模、運動評価をめぐる論争などを検討したい。

<----（「7.おわりに」採録終了）

研究目的(3)（既存研究の収集・分析・評価）は、ほぼ順調に実施することができた。その成果は、本報告の「主な発表論文」の項に記載の論文「東独出国運動の評価：ベルリンの壁開放の担い手についての謬論批判」（1）・（2）として発表した。

本論文も長文であり全体をここに採録することはできないので、以下に「おわりに」を採録しておく。ただし、この採録部分は目下印刷過程にあり校正の際に多少の加筆修正がありうる。

（採録開始） ---->

〔本論文の〕以上に見てきた議論の主要な論点とそれらについての私見は、以下のとおりである：

(A) 1989年夏・秋の出来事（東独市民の東欧経由大量逃亡と東独内の大規模街頭行動）を、前史のない突発事態と見なすか、それとも1970年代半ば以来急成長した出国運動がもたらした大団円であったと見るか。私見は後者である。

(B) 出国についてその意義を出国という結果（いわゆる足による投票）のみに見だし逃亡と同一視するのか、出国申請から出国に至るまでの申請者の行

動に着目して、それが人権としての出国権の実現を東独当局に要求した行動であり、国内での改革要求運動でもあり、実際に国内改革の成果を挙げたこと（＝出国運動）を重視するのか。私見は後者である

(C) （論点Bに関連して）出国運動を反体制運動と見なすか、それとも改革努力を放棄した利己主義的行動と見なすか。後者の考えは同時に独立グループのみを反体制と見なす。私見では、独立グループの基本的立場は反体制であっても社会主義擁護のアナクロニズムであり、出国運動は、申請者個々人の動機の如何に関わりなく、人権思想と隔離打破という国民願望とに合致し、独立グループよりもはるかに強い打撃力を持った反体制運動であった。

(D) 出国運動評価は主として出国者の直接の申請動機によるべきか、主として申請者たちの行動の目標・形態・効果によるべきか。前者の意見（多数見解）は、論点Cと関連して、出国行動を個人的・利己的行動や改革放棄などと評価する見方と結びつく傾向にある。後者の意見は、出国行動の社会的、政治的、反体制的意義を強調する傾向にある。私見は後者である。

(E) （論点Dに関連して）出国申請の主要な動機を経済的、利己的、個人的と見るか、政治的と見るか。前者の主張は、論点Dにおける前者を取る研究と結びつく傾向にある。後者は、動機の政治性を根拠に出国や出国運動の反体制的意義を強調する。私見は、両者ともに動機を評価基準とする点で間違いとし、また独裁下では経済的動機が政治化し、政治的動機が経済的考慮を伴わざるを得ないなど、独裁下の反体制動機の複合性を重視する。

(F) 出国運動評価には出国申請者の主観的意図ないし自己主張を重視すべきか、体制側（党とシュタジ）の認識・位置づけを重視すべきか。私見では、総合的考察が必要ではあるが、出国運動が体制崩壊にどのような役割を果たしたかを知るためには、申請者の主観よりも申請者の実際の行動およびそれについての体制側の認識が重要である。大方のケースは次のように経過した。東独法令の狭い許可枠に合致しない申請者が、何か理由を挙げ、多くの煩雑な文書を添えて、「出国許可をいただきたい」と申請する。初期（70年代半ば）には内務係がそのような申請者を罵った上で、申請書類を申請者の目の前で破り捨てることもあったが、その後は当局は受け取りは

しても多くの場合に許可を出さなかった。そこで許可を要求する運動を始める。それは体制の根幹（独裁と隔離）に触れるから当局は反体制行動としてつぶしにかかる。すると運動は政治化する。

(G) 出国申請者の出国後の行動は出国運動の評価にとって重要かどうか。出国者には独立グループを支援した者が少なかったため、出国者は利己的、非政治的であったと見る意見が多いが、私見では、出国後の行動は東独内での出国運動の評価に関係しない。出国者は出国後も多くの「戻り接触」などによって出国運動を促進したが、出国者の反体制性についての評価の中心は、彼らが東独内において何をしたか、出国権実現のための運動に参加したかどうかである。

(H) (論点 B に関連) 出国について逃亡者と当局への申請による者を一括して考察するべきか、分けて考えるべきか。私見は後者である。関連して、出国現象は私的な隠密裏の現象か、公共的性格を持ったか。私見では、申請方式は後者である。逃亡は非合法経路を隠密裏に、静かに立ち去るのであり、西側大使館への逃げ込みも逃げ込むまでは隠密裏であり、社会への刺激とはなり得るが、それ自体は個人的行動であって、社会運動ではなかった。当局に出国許可を申請して許可を得るために闘争し許可を得て出国するか、または闘争ゆえに逮捕され自由買いされて出国する者こそが、出国運動を担った。彼らは、静かに隠密裏に行動したのではなく、当局と対峙して自らを組織化し、内務係の面前や役所前の広場など公共の場で大声をあげたり、「沈黙散歩」などの声なき集団的公然行動をしたり、それと分かる目印を衣服やかばん、自宅窓に表示するなどした。だからこそそれは社会運動、しかも体制の急所を変革する運動であった。

ほかに合法主義かどうかや、動機をめぐる論争など、ここに挙げていない論点も記述した。

東独における出国運動は、「リーザ市民権イニシアチブ」(1976年)やガンジー主義に則った街頭行動「イエーナの白い円陣」(1983年)とそれに続く全国的な白いシャツや白い目印を示す運動などによって発展し、1987年国籍法活動グループ結成と彼らによる1988年初めの独立ローザ・デモ事件により大きく展開し、1988年春には当局を追い詰め、88年外国旅行行政令という当局の妥協を獲得するまでになった。それなしに1989年夏・秋の出来事はなかった。こうした明白な事実がなぜドイツの大部分の研

究者から正当な位置づけを与えられないのか、不思議でならない。

もしそれは、Eisenfeldが言うように、東独当局の宣伝が教会幹部やマスコミ、知識人などに効いた結果が今も存続しているとすれば、まことに残念である。

出国運動は東独が批准した国際人権規約ほかに明記された出国権の実現を東独当局に要求し、隔離体制を打破しようとしたのだから、国内において体制を改革する努力でもあった。独裁維持のための隔離は隔離維持のための独裁を伴い、隔離反対は、当局の恣意への反対、つまり独裁反対でもあった。彼らの闘争こそが壁開放を実現し、それが体制崩壊となった。旧共産圏において反体制運動が体制の根幹に関わる具体的な要求を実現させた例は殆どない。ポーランド「連帯」は別格の例外であるが、東独出国運動も、88年外国旅行行政令という体制内部分改革と1989年壁開放を実現させたことにより、例外に属する。

<---- (採録終わり)

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 3件)

- ① 青木國彦、東独出国運動の評価(2)：ベルリンの壁開放の担い手についての謬論批判、東京国際大学論叢(経済学部編)45号(査読なし)、2011年9月刊行予定(印刷中)
- ② 青木國彦、東独出国運動の評価(1)：ベルリンの壁開放の担い手についての謬論批判、東京国際大学論叢(経済学部編)44号(査読なし)、2011年3月、57-76頁
- ③ 青木國彦、東独出国運動の発生：逃亡の時は過ぎ、闘うべき時が来た、東北大学『研究年報経済学』70巻2号(記念号につき査読なし)、2009年7月、113-159頁

[学会発表] (計 0件)

[図書] (計 0件)

[産業財産権] なし

[その他] なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

青木 國彦 (Aoki Kunihiko )

東京国際大学・経済学部・教授

(初年度は東北大学大学院・経済学研究科・教授)

研究者番号：70004207

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし